

京都知的障害者福祉施設協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は京都知的障害者福祉施設協議会（以下「本会」という）と称し、略称を「京都知福協」という。

(目 的)

第 2 条 本会は知的障害者の福祉増進のため、知的障害者施設間の組織的活動を促進し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事務局)

第 3 条 本会の事務局は京都社会福祉会館内におく。
2 事務局についての細則は別に定める。

(会 員)

第 4 条 本会は京都府内にある知的障害関係施設及び事業所のうち所定の手続きにより加入した施設及び事業所をもって会員とする。
2 会員についての細則は別に定める。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 施設及び事業所相互間の連絡と協調
(2) 施設及び事業所の運営に関する研究
(3) 知的障害に関する調査研究
(4) 施設及び事業所職員の研修
(5) 関係団体との連絡協力
(6) その他目的達成のための必要な事業

(入 会)

第 6 条 本会への入会は、第 4 条の規定に基づき、入会の申し込みのあった時、役員会において承認する。

(会 費)

第 7 条 会員は、別に定める会費算出基礎により会費を納入しなければならない。

(運営機関)

第 8 条 本会の目的達成のため、次の運営機関をおく。
(1) 総 会
(2) 役員会

(総 会)

第 9 条 総会は年 1 回以上開催するものとし、会長が召集する。

2 総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他会長又は会員が付議した事項

3 会長は会員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の召集を請求された場合は、その請求のあった日から 20 日以内にこれを召集しなければならない。

4 総会は会員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。ただし、委任状並びに書類参加のある会員は出席とみなす。

5 総会の議事はこの会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

6 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、その権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

7 総会の議長は、その都度会員の互選により選出する。

8 議事録署名人は、その都度議長が指名する。

(役 員)

第 10 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	4 名
委員会委員長	若干名
事業部会長	若干名
種別部会長	若干名
監 事	2 名

(役員を選任)

第 11 条 役員は会員の中から選任する。

2 会長は総会において選任するものとし、選任方法については別に定める。

3 副会長は府・市各 2 名とし、それぞれの地域連絡会を構成する会員で互選したものを会長が指名し、委員会委員長、事業部会長は会長が指名し、種別部会長は各部会を構成する会員で互選したものを会長が指名し、いずれも総会において承認する。

4 監事は総会において選任する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員職務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は本会の事業並びに会計の監査をし、総会に報告する。
- 4 その他の役員は、本会の運営に関する事項を審議し、委員会及び部会の業務を執行する。

(役員会)

第14条 役員会は、正副会長及びその他の役員を以って構成し、年4回以上開催するものとし、次の業務を執行する。

- (1) 事業計画の立案及び予算の執行に関する事項
- (2) 総会に付議する事項又は総会より付託された事項
- 2 役員会は会長が召集し、役員会の議長は会長があたる
- 3 議事は出席者の過半数を以って決定する

(地域連絡会、委員会、事業部会、種別部会、従事者代表)

第15条 本会に京都府下（京都市を除く）、京都市内地域毎の連絡会を設ける。

- 2 本会は、必要に応じ、委員会、事業部会及び種別部会を設けることができる。
- 3 地域連絡会、委員会、事業部会及び種別部会についての細則は別に定める。
- 4 本会に従事者代表をおくことができる。代表は会員が推薦し、会長が指名する。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者などの中から会長が推薦し、総会において選任する。
- 3 顧問は必要に応じ役員会や総会に出席し助言を行う。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則	1997年	5月	1日	一部改正
	1998年	7月	28日	一部改正
	2000年	5月	18日	一部改正
	2001年	3月	28日	一部改正
	2004年	4月	27日	一部改正
	2006年	4月	27日	一部改正
	2008年	4月	24日	一部改正
	2011年	5月	18日	一部改正
	2012年	2月	22日	一部改正

京都知的障害者福祉施設協議会規約施行細則

京都知的障害者福祉施設協議会規約（以下「規約」という）第3条、第4条、第7条並びに第15条の細則として、次のことを定める。

一、事務局（第3条関係）

1. 本会の事業を遂行するため、規約第3条に定める事務局を京都社会福祉会館2階202号室におく。

二、会 員（第4条関係）

1. 本会の会員、準会員について、次のように定める。

（会員）

- (1) 会員は、京都府内に所在し、社会福祉法人、公益法人、国及び地方公共団体等が経営する、知的障害者を主たる対象として障害福祉サービスを行う施設及び事業所とし、所定の会費を納入しなければならない。

（準会員）

- (2) 準会員は、上記（1）に定める会員以外の障害福祉サービスを行う施設及び事業所とし、所定の会費を納入しなければならない。

三、会 費（第7条関係）

1. 規約第7条に定める会費は、下記の算式により算出し、毎年4月30日までに納入するものとする。

京都知的障害者福祉施設協議会会費算出基礎（2012年2月22日改正）

基本額（30,000円）＋定員割（550円×定員数、または4月1日現在の知的障害者数）

2. 前項にかかわらず、グループホーム・ケアホーム、就業・生活支援センター、居宅介護事業等については、一指定事業所あたり10,000円とする。

四、地域連絡会（第15条関係）

1. 規約第15条に定める地域連絡会を京都府連絡会と京都市連絡会とし、それぞれ施設の所在地別に構成し、施設相互間の連絡調整を行う。
2. 地域連絡会は、それぞれ会長、副会長が担当し、必要に応じ連絡会議をもつことができる。

五、委員会（第15条関係）

1. 規約第15条に定める委員会に次の委員会を設け、それぞれに定める活動や事業を行う。
 - (1) 政策委員会 行政施策や予算に係る課題、事業の直面する課題、制度や施策に係る課題等についての研究と、予算要望や政策提言活動
 - (2) 研修委員会 京都知福協会員施設の施設長や職員の研修事業

(3) 人権・倫理委員会 利用者の権利擁護に関する活動

2. 委員会に担当副会長をおき、担当副会長は副会長の中から会長が選任する。
3. 委員会に委員長をおき、委員長は会長が選任する。
4. 委員会に副委員長をおき、副委員長は委員長が選任する。
5. 委員会に若干名の委員をおき、委員は委員長が選任する。
6. 政策委員会は各種別部会の部会長が委員となる。
7. 委員会の開催は委員長が召集する。
8. 委員会は必要に応じ合同会議をもつことができる。

六、事業部会（第15条関係）

1. 規約第15条に定める事業部会に次の部会を設け、それぞれに定める事業を行う。
 - (1) 行事・文化部会 利用者や関係者のためのスポーツや文化活動の実施
 - (2) 広報部会 会員や関係機関等への本会活動の情報提供や機関紙の発行
2. 部会に担当副会長をおき、担当副会長は副会長の中から会長が選任する。
3. 部会に部会長をおき、部会長は会長が選任する。
4. 部会に副部会長をおき、副部会長は部会長が選任する。
5. 部会に担当部会長をおき、担当部会長は部会長が選任する。
6. 部会に部会員をおき、担当施設の施設長又は施設長が任命する職員各1名をもって構成し、部会長の指名により部会員の中から幹事若干名を選任する。
7. 部会の開催は部会長が召集する。
8. 部会は必要に応じ合同会議をもつことができる。

七、種別部会（第15条関係）

1. 規約第15条に定める種別部会の構成を次のとおりとし、それぞれの種別の課題に対応した活動や事業を行う。
 - (1) 児童発達支援部会
 - ・障害児入所支援
 - ・障害児通所支援
 - (2) 障害者支援施設部会
 - ・障害者支援施設
 - (3) 日中活動支援部会
 - ・生活介護
 - ・療養介護
 - ・自立訓練
 - ・地域活動支援センター
 - (4) 生産活動・就労支援部会
 - ・就労継続支援A型
 - ・就労継続支援B型
 - ・就労移行支援
 - (5) 地域支援部会
 - ・共同生活援助
 - ・共同生活介護

- ・ 自立訓練（宿泊型）
- ・ 福祉ホーム
- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 移動支援

(6) 相談支援部会

- ・ 相談支援事業
- ・ 就業・生活支援センター
- ・ 重度障害者包括支援

2. 種別部会は前項各号に記載の部会に属する事業の会員をもって構成する。
3. 部会に部会長及び副部会長をおく。
4. 部会の開催は部会長が招集する。
5. 部会は必要に応じ合同会議をもつことができる。

附 則	1993年	4月	1日	一部改正
	2000年	5月	18日	一部改正
	2001年	3月	28日	一部改正
	2006年	4月	27日	一部改正
	2008年	4月	24日	一部改正
	2011年	5月	18日	一部改正
	2012年	2月	22日	一部改正
	2013年	5月	16日	一部改正

※参考

京都知的障害者福祉施設協議会規約施行細則（一部抜粋）

二、会 員（第4条関係）

1. 本会の会員、準会員について、次のように定める。

- (1) 会員は、京都府内に所在し、社会福祉法人、公益法人、国及び地方公共団体等が経営する、知的障害者を主たる対象として障害福祉サービスを行う施設及び事業所とし、所定の会費を納入しなければならない。
- (2) 準会員は、上記（1）に定める会員以外の障害福祉サービスを行う施設及び事業所とし、所定の会費を納入しなければならない。

三、会 費（第7条関係）

1. 規約第7条に定める会費は、下記の算式により算出し、毎年4月30日までに納入するものとする。

京都知的障害者福祉施設協議会会費算出基礎（2012年2月22日改正）

基本額（30,000円）＋**定員割**（550円×定員数、または4月1日現在の現員数）

～計算例～

部会	事 業	知的障害児者在籍数	
		定員	現員
児童発達支援部会	障害児入所施設	30	40

京都知福協会費…基本額（30,000円）＋定員割（550円×30人）＝46,500円

2. 前項にかかわらず、グループホーム・ケアホーム、就業・生活支援センター、居宅介護事業等については、一指定事業所あたり10,000円とする。

■年度途中の加入については、加入月からの算出額を当該年度の会費とする。